公共事業の的確な推進　～建設産業活性化に向けた取組～

県土整備部
公共事業運営課　電話2915
技術管理課　電話2918
建設業課　電話2723

三重県建設産業活性化プラン２０２４　【策定】令和６年３月　【計画期間】令和６～９年度

○ 地域の建設業が地域の守り手としてその役割を担い続けることができるよう、適正な利潤の確保に配慮しつつ、この4年間では、「担い手の確保」「労働環境の改善」「生産性の向上」の3つの取組方針を柱として、相互に連携し、相乗効果を生み出しながら、新たな将来ビジョンを目指します。

～将来ビジョン～　時代の変化に対応した経営により、地域の建設企業が将来にわたり存続し続ける

【取組方針1：担い手の確保】
教育機関等との連携の下、建設業の魅力を発信し、新卒者やU・Iターン人材の担い手確保

【取組方針2：労働環境の改善】
休日の確保や時間外労働時間の削減、人材育成や福利厚生など、建設就業者の労働環境を改善

【取組方針3：生産性の向上】
建設DXの導入・活用、新技術の活用等により、建設企業の業務における生産性を向上

【企業の安定経営に向けた取組方針】
上記3つの取組方針にある施策を推進していくため、建設企業の経営状況の確認と適正な利潤の確保

◆各取組の関係性のイメージ

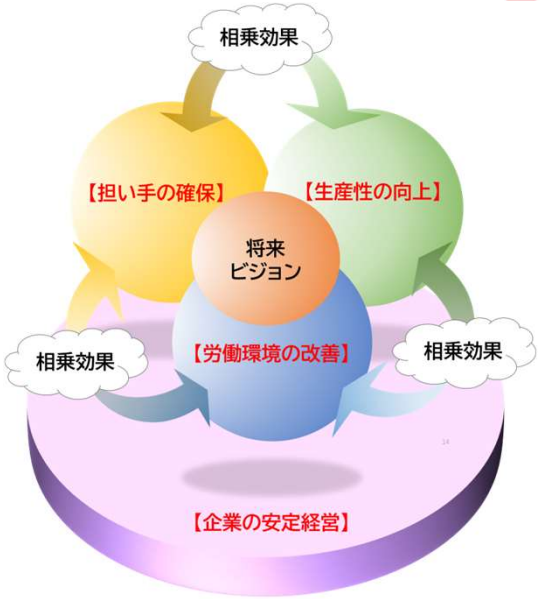

目指す姿

◆地域を支える建設業の将来イメージ

公共事業の的確な推進　～建設産業活性化に向けた取組～

県土整備部
公共事業運営課　電話2915
技術管理課　電話2918
建設業課　電話2723

（1）担い手の確保

県、建設業界、教育機関等が連携し、建設業の担い手確保に向け、各種取組を深化

○令和７年度の取組（継続取組）

①学校訪問

進路指導教諭と情報交換し建設業をＰＲ

②出前授業・現場見学会

参加型授業で建設業の魅力を発信

③進路指導教諭と建設企業との交流会

建設企業と進路指導教諭との関係性を構築

④女子学生と女性技術者との交流会

女性技術者との交流で女子学生の不安を解消

⑤企業の採用活動支援

進路指導教諭が採用活動をアドバイス

⑥U・Iターン、外国人材の確保

就職イベントで若年求職者に建設業ＰＲ

○深化する取組

⑦多角的な広報による魅力発信

＜SNS＞生徒のニーズを捉え、YouTube、インスタグラム＋TikTok（新）

＜高校生へのSNS利用アンケート＞

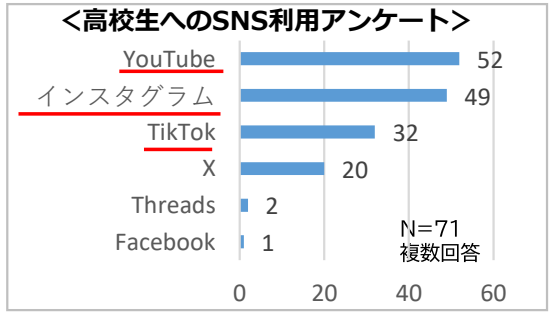

＜小中学生向け魅力発信ツール＞

小中学生に親しまれるよう、漫画・アニメを制作中
出前授業や現場見学会、SNS等で活用

建設企業で働く人に着目した動画（R6作成）を、出前授業、就職イベントで活用

YouTube

各種取組を、ＳＮＳで発信！

担い手確保 支援TEAM 三重県

インスタグラム

⑧資格取得支援

資格取得意欲向上講座
＋資格合格率向上講座（新）

資格の就職後の有効性を伝え意欲向上

公共事業の的確な推進　～建設産業活性化に向けた取組～

県土整備部
公共事業運営課　電話2915
技術管理課　電話2918
建設業課　電話2723

（2）労働環境の改善

担い手3法の改正（第三次担い手3法）に基づき、働き方改革や処遇改善に関する取組を推進

① 週休2日制の推進

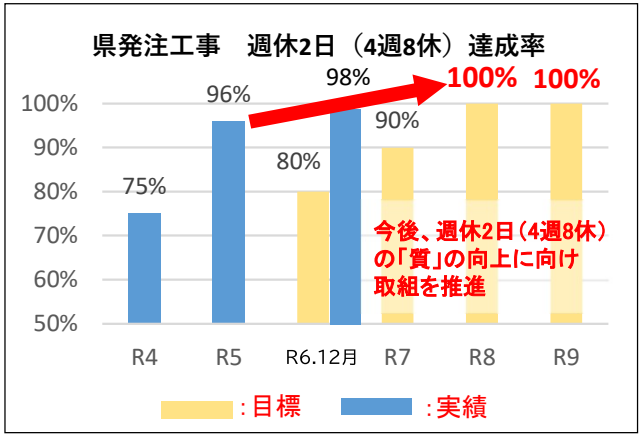

業界全体の週休2日をめざし、市町発注工事にも取組を促進

発注者協議会地域分科会＋個別訪問にて全市町へ取組の推進を要請

市町の週休2日制工事の促進

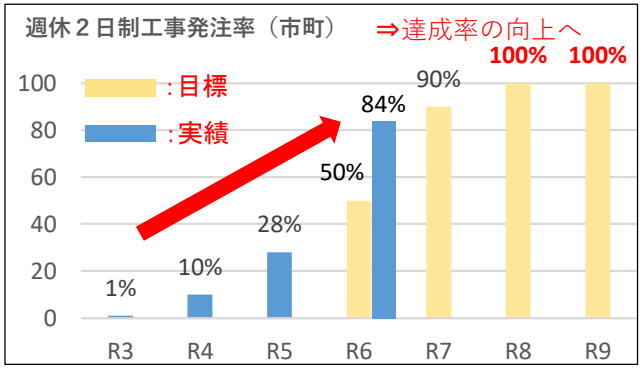

発注率＝（週休2日制工事として発注した工事）／（全発注工事）

②バックオフィスの導入による施工管理の分業化（現場とバックオフィスの業務連携に向けた仕組みづくりをサポート）

令和6年度　【導入編】

STEP1　バックオフィス説明会

- 一般的な事例から社内体制の整備手法などの経営支援を目的とする

STEP2　経営者向けセミナー

- 一般経営者の疑問に対して、その場で助言・指導を行う
- バックオフィス業務を紹介し、建設業の方に広く知ってもらうことを目的とする

説明会の継続（導入企業増大）

セミナー高度化（分業化の促進）

令和7年度（新）【活用編】

STEP1　バックオフィス説明会

STEP2+　経営者向けセミナー

- 実践企業の事例をレクチャー
- 実践企業との意見交換を実施

STEP3　技術者向けセミナー

- 業務連携のチームマネジメント
- 技術者とバックオフィスの業務整理

③建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用促進等

モデル工事を段階的に実施し、CCUS活用を促進

CCUSの活用拡大により技能者の処遇を改善

モデル工事の実施件数
R6目標200件程度
R7目標300件程度

ステップ1
元請事業者の登録促進
令和3年10月～令和6年3月

ステップ2
下請事業者・技能者の登録促進
令和6年4月～

ステップ3
就業履歴蓄積（カードタッチ）の促進

ステップ2における令和7年度の取組

モデル工事の拡大

各建設事務所・下水道事務所発注工事
　モデル工事の対象を全ての工事に拡大
営繕課発注工事
　建築一式に加え、電気、管をモデル工事に追加

工事成績加点

下請事業者・技能者の登録状況を評価

改正建設業法による処遇改善

適正な労務費の確保
賃金の行き渡りの確認

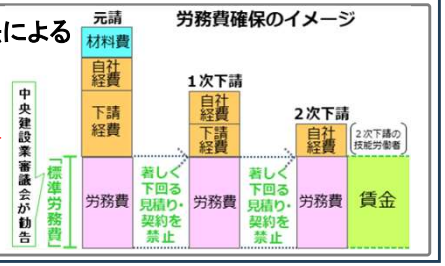

公共事業の的確な推進　～建設産業活性化に向けた取組～

県土整備部
公共事業運営課　電話2915
技術管理課　電話2918
建設業課　電話2723

（3）生産性の向上

建設DXの推進、BIM/CIMの活用を支援し、建設企業の生産性を向上

ICT活用工事

受注者へのデータ提供と人材育成で実施率を向上

3次元データの提供

発注者によりプロセス①3次元測量を実施
R6年度実施工事　13工事
（ICT実施率）R5年度 69%　R6年度 72%（R6.12末）
R8年度100%（みえ元気プラン）

ICT実施率：ICTを活用工事件数
／ICT活用工事（土工）の対象として発注された工事件数

研修による人材育成

研修会の募集案内

BIM/CIMの活用

BIM/CIMを施工段階に活用

橋梁設計の例　道路設計の例

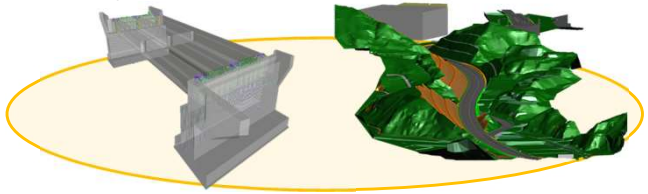

設計段階での活用例　R6年度　10件実施
可視化による設計ミスの防止、住民説明、関係者協議など

BIM／CIM成果を工事で活用（R6～）

施工計画の検討補助

作業員等への説明

図面の理解補助

（BIM/CIM活用工事）
R6年度　6件　R7年度　10件（活性化プラン）

電子契約

（新）令和7年10月導入予定

「紙＋押印」による契約締結に代わり、
「電子文書＋電子署名」で契約締結

- 契約締結のスピード化
- 契約書の印刷・製本コスト削減
- 収入印紙不要

情報共有システム

受発注者双方が参加できる
クラウドで業務効率化を推進

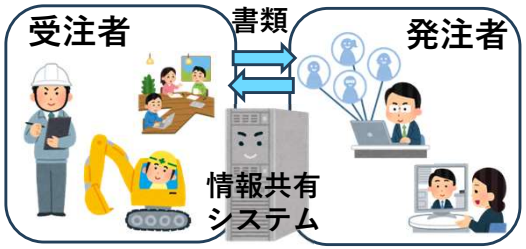

（ASP活用率）
R5年度　36%
R6年度　79%
（R6.12末）
R9年度 100%
（活性化プラン）

（特徴）
・書類のやり取りは、いつでもどこでもできる
・書類提出による移動コストの削減

ASP活用率
ASPを活用（土木一式Aランク）
／三重県発注工事受注企業（土木一式Aランク）

遠隔臨場

受注者にメリットを
説明し活用率を向上

遠隔臨場のメリット（受注者）
待ち時間の削減、日程調整の円滑化など

（遠隔臨場活用率）
R5年度　10%　R6年度　13%（R6.12末）
バックオフィス導入など建設企業のDX環境を
促進させることで活用率を向上

公共事業の的確な推進　～建設産業活性化に向けた取組～

県土整備部
公共事業運営課　電話2915
技術管理課　電話2918
建設業課　電話2723

（4）企業の安定経営に向けた対応

建設企業を取り巻く環境の変化に応じて入札契約制度の改善等の取組を推進

取組項目	令和6年度の取組及び検証	令和7年度の取組
入札契約制度の改善	➢ 調査基準価格等の引き上げ（令和6年4月） • 建設企業の適正な利潤確保に向け、ダンピング防止のための調査基準価格等の引き上げ ⇒ 建設工事の平均落札率が上昇（+1.5%） 令和5年度末　92.9%（全国34位）　⇒　令和6年12月末　94.4%（全国23位相当） ※R5全国順位による	➢ 建設企業の経営状況の把握 • 売上高経常利益率や平均落札率等の推移を把握し、必要に応じて入札契約制度の改善を検討 ➢「発注方法の取り扱いについて」の見直し • 建設企業の格付ランク別に設定している入札参加が可能な工事価格帯を、近年の物価高騰等に対応するため見直し
総合評価方式の改善	➢ 総合評価算定式の見直し（令和6年4月） • ダンピング対策として調査基準価格未満の入札をした場合に評価値を減点 ⇒ 低入札価格調査の実施件数が減少	➢ 環境の変化に応じた対応 • 建設業を取巻く環境の変化に応じて、総合評価方式の改善を検討 ➢ 一括審査方式の見直し • 技術者不足や受注機会の拡大に向け、一括審査方式における配置予定技術者の申請可能人数要件を緩和
適正な予定価格等の設定継続	➢「資材価格高騰等に対する特例措置」を策定（令和6年12月） • 急激な価格変動による、公共工事の積算時点と当初契約時点の資材等の価格差に対応	➢ 適正な価格での契約 • 毎月資材単価を更新し、単価を適切に設定 • 労務や建設資材の価格変動等に対応し、「スライド条項」や「資材価格高騰等に対する特例措置」を適切に運用
市町・民間への働きかけ	➢ 市町への働きかけ • 市町における適正な最低制限価格の設定に向けた発注者協議会三重県部会や個別訪問（12市町）による取組要請	➢ 市町への働きかけ • 市町発注工事における建設企業の適正な利潤確保に向け、発注者協議会三重県部会等を通じた市町への働きかけ

これらの取組の推進により、建設企業が適正な利潤を確保できる環境を整備